

## 事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（自転車歩行者道設置）					
地区名	一般国道 248 号					
事業箇所	豊田市西町					
事業のあらまし	<p>当該路線は、豊田市の中心市街地に位置し、愛知環状鉄道新豊田駅及び名鉄豊田市駅を中心として大型店舗等商業地が広がっている。また、豊田市役所があり、高齢者や障害者等の往来も非常に多い地域である。</p> <p>当該区間は、歩道が約 1.5m と狭く段差もあり、歩行者・自転車が自動車交通と混合して、大変危険な状況である。</p> <p>このため、当該区間に自歩道を整備し、歩行者・自転車を自動車交通と分離し、駅と商業・市役所を結ぶバリアフリーネットワークを形成するものである。</p>					
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b> 自転車歩行者道を整備し、安全な歩行空間を確保する。</p> <p><b>【副次目標】</b>（事前評価時に設定した場合、記載する）</p>					
事業費	事業費		内訳			
	1.15 億円		□工事 0.02 億円、□用補費 1.09 億円、□その他 0.04 億円			
事業期間	採択年度	平成 20 年度	着工年度	平成 20 年度	完成年度	平成 20 年度
事業内容	自転車歩行者道設置 L=30m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p><b>【達成状況】</b> 自転車歩行者道の整備（L=30m）を行った。</p> <p><b>【達成状況に対する評価】</b> 自転車歩行者道の整備により、安全な歩行空間が確保された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p><b>【達成状況】</b></p> <p><b>【達成状況に対する評価】</b></p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	主要目標は達成しており、今後の事業評価の必要性は認められない。					
改善措置の必要性	特になし					
同種事業に反映すべき事項	特になし					